

マイナポータル A P I

利用規約

1.2 版

令和 3 年 9 月 2 日

デジタル庁

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R2/7/27	(新規)	—
2	1.1	R3/4/23	第3条第2項 第1号	個人情報の保護に関する法律を追加
3	1.1	R3/4/23	第3条第2項	第4号に民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針を遵守することを追加
4	1.2	R3/9/2		デジタル庁の発足に伴う組織名変更

マイナポータルAPI利用規約

(目的)

第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営するマイナポータルにおいて提供するマイナポータルAPIを利用するWebサービス提供者等が、マイナポータルAPIを利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 マイナポータル デジタル庁が運営するWebシステムであり、やりとり履歴、あなたの情報、お知らせの表示や子育てワンストップサービス等の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するものをいう。
- 二 自己情報 自己を本人とする個人情報を用いる。
- 三 マイナポータルAPI 別表に掲げるマイナポータルが提供するAPIであり、外部のWebシステム等が利用するものをいう。
- 四 Webサービス提供者等 外部のWebサービスを提供する者等であり、マイナポータルAPIを利用する者又は利用しようとする者をいう。
- 五 Webサービス利用者 Webサービス提供者等のWebサービス等を利用する者をいう。
- 六 接続確認環境試験 Webサービス提供者等がマイナポータルの接続確認環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験を用いる。
- 七 本番環境試験 Webサービス提供者等がマイナポータルの本番環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験を用いる。

(事前打合せ)

第3条 Webサービス提供者等は、別途デジタル庁が定める様式により、マイナポータルAPIの利用に係る企画書の案を作成して、デジタル庁に事前打合せの申込みを行うものとします。

2 Webサービス提供者等は、事前打合せにおいて、デジタル庁が定める様式又は方法により、以下の各号に掲げる事項を満たすこと又は行うことを明らかにするものとします。

- 一 役員若しくは担当部署責任者に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑

法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。

二 取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。

三 別途デジタル庁が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。

四 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（令和3年4月23日総務省、厚生労働省、経済産業省）を遵守すること（Webサービス提供者等が同指針1. 2. に規定するPHR事業者である場合に限る。同指針が更新された際には、デジタル庁が定める期間内に更新後の同指針を遵守すること）。

（仕様開示等）

第4条 Webサービス提供者等は、別途デジタル庁が定める様式により、マイナポータルAPIの仕様書の開示申請を行うものとします。

（接続確認環境試験）

第5条 Webサービス提供者等は、別途デジタル庁が定める内容の接続確認環境試験を実施するものとします。

2 Webサービス提供者等は、別途デジタル庁が定める様式により、接続確認環境の利用申請を行うものとします。

（利用申込）

第6条 Webサービス提供者等は、第3条に規定する事前打合せを経てデジタル庁が承認したマイナポータルAPIの利用に係る企画書を添付して、デジタル庁に利用申込を行うものとします。

（本番環境試験）

第7条 Webサービス提供者等は、本番環境における試験の必要があると認める場合には、別途デジタル庁が定める様式により、本番環境試験の申請を行うものとします。

（利用内容の変更）

第8条 Webサービス提供者等は、利用内容を変更しようとする場合には、

別途デジタル庁が定める方法により、変更内容を明らかにした資料を添付して、利用内容の変更申請を行うものとします。

(利用の停止・再開・終了)

第9条 Webサービス提供者等は、利用を停止、再開又は終了しようとする場合には、あらかじめ、別途デジタル庁が定める様式により、利用の停止、再開又は終了の届出を行うものとします。

(関係部局への情報提供)

第10条 デジタル庁は、Webサービス提供者等が取得する自己情報を所管する部局その他の関係部局に対し、以下の各号に掲げる情報を提供することができるものとします。

- 一 第3条に規定する事前打合せの内容
- 二 第6条に規定する利用申込の内容
- 三 第8条に規定する利用内容の変更の内容
- 四 第9号に規定する利用の停止・再開・終了の内容
- 五 その他提供することが必要とデジタル庁が認める内容

(禁止事項等)

第11条 Webサービス提供者等は、マイナポータルAPIに関し、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 マイナポータルAPIを本来の目的以外の目的で利用すること。
- 二 マイナポータルAPIを利用してマイナポータルに不正にアクセスすること。
- 三 マイナポータルAPIを利用してマイナポータルの運用及び管理を故意に妨害すること。
- 四 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 五 デジタル庁に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又はデジタル庁に対して虚偽の情報を告知すること。
- 六 その他デジタル庁が不適切であると判断する行為をすること。

2 デジタル庁は、Webサービス提供者等が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると判断した場合には、当該Webサービス提供者等に事前に通告することなく、マイナポータルAPIの利用を停止させることができるものとします。

3 デジタル庁は、以下の各号に該当すると判断した場合には、Webサービ

ス提供者等に事前に通告することなく、マイナポータルAPIの利用を停止させることができるものとします。

- 一 第3条第2項各号に掲げる事項が満たされていないこと又は行われていないこと。
 - 二 その他デジタル庁が本利用規約で定めるマイナポータルAPIを利用するに当たっての諸条件が満たされていないこと。
- 4 デジタル庁は、前項の各号に該当しないことを確認する必要があると判断した場合には、Webサービス提供者等と協議の上、現地調査等を行うことができるものとします。

(知的所有権)

第12条 マイナポータルAPI及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約、Webサービス提供者等に提供する文書等及びデジタル庁ウェブサイト等で公開する文書等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、デジタル庁に帰属します。

2 Webサービス提供者等は、マイナポータルAPI及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物を、以下の各号のとおり取り扱うものとします。

- 一 マイナポータルAPIを利用するためにのみ使用すること。
- 二 デジタル庁の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。
- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。
- 四 デジタル庁又はデジタル庁が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。

(免責事項)

第13条 デジタル庁は、マイナポータルAPIに関連してWebサービス提供者等に生じた損害およびWebサービス提供者等が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

(本利用規約の変更)

第14条 デジタル庁は、必要があると認めるときは、Webサービス提供者等に事前の通知を行うことなく、本利用規約を改正できるものとします。

2 本利用規約の改正を行った場合、デジタル庁ウェブサイトに掲載すること

により公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとします。

- 3 本利用規約の改正を行った場合、W e b サービス提供者等は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第 1 5 条 本利用規約の準拠法は、日本法とします。

- 2 マイナポータルA P Iに関連してデジタル庁とW e b サービス提供者等間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(適用除外等)

第 1 6 条 別表の項番 1、2 及び 3 並びに項番 1 0 から 1 7 までに掲げるマイナポータルA P Iについては、第 3 条第 1 項の規定を適用しないこととするとともに、同条第 2 項中「事前打合せにおいて」とあるのは「利用申込の際に」と読み替えるものとします。

- 2 別表の項番 1、2 及び 3 並びに項番 1 0 から 1 7 までに掲げるマイナポータルA P Iについては、第 6 条の規定にかかわらず、利用申込の際に企画書を添付することを要しないものとします。
- 3 別表の項番 1 0 に掲げるマイナポータルA P Iについては、第 5 条及び第 7 条の規定を適用しないこととします。

別表（第2条第3号関係） マイナポータル API 一覧

項番	名称	内容
1	シングルサインオン	民間事業者等の Web サービス（様々な機能を提供するインターネットを利用したサービスをいう。以下同じ。）の利用者が、開示システムにログインするだけで、同時に当該民間事業者等の Web サービスにもログインできるもの
2	民間送達サービス連携	民間送達サービスの利用者が、当該民間送達サービスで受け取った電子メール等の件名を、開示システムの画面で確認でき、かつ、確認した件名を押下すると、当該民間送達サービスの画面を表示し、電子メール等の内容を確認できることとなるもの
3	SNS 連携	SNS の利用者が、当該 SNS の画面上で開示システムの手続検索サービスを行うことができ、かつ、行った手続検索の結果を押下すると、開示システムの画面を表示し、電子申請を行うことができることとなるもの
4	自己情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、自己情報（自己を本人とする個人情報という。）の提供を行うことができるもの
5	お知らせ情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係るお知らせ情報（行政機関等からの開示システムの利用者に対するメッセージであり、当該行政機関等から開示システムに送信され開示システムにおいて保有されるものをいう。）の提供を行うことができるもの
6	民間送達サービス保有情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、民間送達サービスのシステムから開示システム

		を經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る民間送達サービス保有情報（民間送達サービスが保有する情報をいう。）の提供を行うことができるもの
7	医療費情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、社会保険診療報酬支払基金が運営するオンライン資格確認等システム（以下「確認等システム」という。）から開示システムを經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る医療費情報の提供を行うことができるもの
8	薬剤情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、確認等システムから開示システムを經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る薬剤情報の提供を行うことができるもの
9	特定健診情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、確認等システムから開示システムを經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る特定健診情報の提供を行うことができるもの
10	就労証明書様式取得等	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、開示システムから当該民間事業者等のシステムへ、就労証明書の様式の取得を行うこと等ができるもの
11	法人設立手続申請	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの法人設立ワンストップサービス（法人設立に関する手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。）に係る申請等を行うこと等ができるもの
12	社会保険・税手続申請	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、開示システムの社会保険・税手続ワンストップサービス（民

		間事業者等の従業員等に係る社会保険・税手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。)に係る申請等を行うこと等ができるもの
1 3	電子申請等	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムのぴったりサービス（地方公共団体の子育て等に関する手続の検索及び電子申請等を可能とするサービスをいう。）に係る申請等を行うことができるもの
1 4	電子申請等情報受取等	民間事業者等のシステムが、地方公共団体からの委託等に基づき開示システムのぴったりサービスで受け付けた住民等の電子申請等情報を受け取り、これを地方公共団体に対して提供することができるもの
1 5	健康保険証利用登録	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの健康保険証利用登録サービス（マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を可能とするサービスをいう。）の利用者登録等を行うことができるもの
1 6	利用者登録等	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの利用者登録等を行うことができるもの
1 7	代理人設定	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの代理人設定を行うことができるもの